（削る）

（削る）

第三十二条・第三十三条　（略）

（法第七十四条第一項の復興庁令で定める事業分野）

第三十四条　法第七十四条第一項の復興庁令で定める事業分野は、次に掲げるものとする。

一　農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業

二　観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島（法第四条第一号に規定する福島をいう。）における観光の振興に資する事業

（法第七十五条の二の指定事業者の要件）

第三十五条　法第七十五条の二の復興庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　指定（法第七十五条の二に規定する指定をいう。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。）に係る特定事業活動（法第七十四条第一項に規定する特定事業活動をいう。以下同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（以下この条及び第三十八条第一項において「特定事業活動指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。

二　特定事業活動指定事業者事業実施計画が提出特定事業活動振興計画（法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画をいう。）に適合するものであること。

三　特定事業活動指定事業者事業実施計画の内容が、指定に係る特定事業活動に関する収益の増加又は費用の減少に寄与するものであると認められること。

四　指定に係る特定事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

五　指定に係る特定事業活動を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

（法第七十五条の二の復興庁令で定める減価償却資産）

第三十六条　法第七十五条の二の復興庁令で定める減価償却資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一の上欄に掲げる器具及び備品のうち、指定に係る特定事業活動の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該特定事業活動の用に供することを直接の目的とするものとする。

（報告書の提出時期及び手続）

第三十七条　法第七十五条の四第一項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第二十二による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前年度の指定に係る特定事業活動の実施状況

二　前年度の収支決算

三　前年度の指定に係る特定事業活動の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物並びに前条に規定する減価償却資産の取得等に関する実績

（産業復興再生計画の変更の認定の申請）

第二十一条　福島県知事は、法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十七による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第二十二条　法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画（法第六十一条第九項の規定により認定を受けた産業復興再生計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

第二十三条・第二十四条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）